

第二章 災 害

第二章 災 害

一、本町の災害の概況

本町の災害は、風水害と雪害が過半を占めていて、対策費も復旧と防災に向けられている。特に昭和三十八年の豪雪と台風九号による被害は甚大で、死者一、負傷者七、家屋流失三十三、全壊二十六、半壊五十三、浸水六百五十六、公共土木・耕地・林道等の災害は、千六百八十四件で、復旧金額は十二億二千七百六十五万六千円余となった。

それ以来、地すべり防止・急傾斜崩壊防止・砂防・治山・河川改修等の防災事業の導入施行について、特別な努力を払っている。しかしながら、本町の特殊な事情（急傾斜地形と仏像構造線を含むぜい弱な地質、二、七〇〇mmに達す



水 災 害 (松谷)



土砂くずれ（大向）

る年間雨量等）により、ほとんど毎年のように大なり小なりの災害を受けてきた。中でも五十七年度には台風十三号による十六億円余の災害、六十一年の異常低温による十億円余の舗装凍上災害が大きい。何れも早期にその対応がなされている。

公共土木災害・耕地災害・林道災害のいわゆる一般的にいわれる土木災害は、法令に従って、通常災害と激甚災害とに大別され、通常の場合、公共土木災害で国庫負担率六六・七％、農林水産施設災害の補助率は、農業施設六〇％、農地五〇％、林道のうち奥地幹線六五％、その他五〇％となっている。また、町では条例により補助残のうち、農地・頭首工及び用水路等関係者が限定されるものは、一二％～一〇％、その他については、一〇％～〇％の分担金を徴収することとしている。

激甚災害は、被害額が一定の水準を超えた災害に適用される制度で、国庫負担率・補助率が著しく増高され、地元のみならず、農地・頭首工及び用水路は、補助残の二分の一、その他については、全額町の負担となっている。